

○松山衛生事務組合文書法制審議会条例施行規則

制 定 平成 28 年 3 月 28 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、松山衛生事務組合文書法制審議会条例（平成 28 年条例第 1 号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 本組合文書法制審議会に関しては、松山市文書法制審議会条例施行規則（平成 28 年松山市規則第 47 号）を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(松山衛生事務組合情報公開審査会規則及び松山衛生事務組合個人情報保護審議会規則の廃止)

2 松山衛生事務組合情報公開審査会規則（平成 16 年規則第 2 号）及び松山衛生事務組合個人情報保護審議会規則（平成 16 年規則第 4 号）は、廃止する。